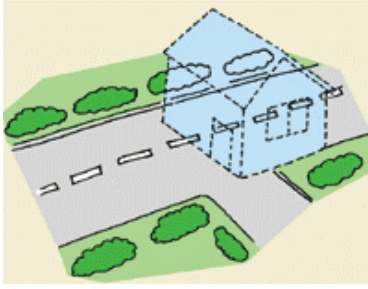


## 補償のあらまし



### (1) 土地について

#### ●土地に関する補償

土地は、適正な土地価格で買収いたします。⇒(土地損失補償)

#### ●土地を借りている人に対する補償

土地に対する権利(借地権、地上権等)が消滅することについて補償します。⇒(権利消滅補償)

これらについては、土地所有者と借地人等の間で各々配分を決めていただきます。

### (2) 建物について

#### ●移転のための補償

土地の上にある建物等の移転が必要となる場合は、それに要する費用を補償します。⇒(物件移転補償)

#### ●営業上の補償

店舗や工場棟を移転するため、営業上の損失があると認められる場合には、これを補償します。⇒(営業補償)

#### ●その他通常生じる損失の補償

〈例えば〉

- 1 家財道具、商品等の移転に要する費用⇒(動産移転料)
- 2 建物移転期間中、仮住居等を必要とする場合には、借入に要する費用⇒(仮住居補償)
- 3 貸家の場合で建物移転期間中、家賃収入が得られない場合は、それによって通常生じる損失⇒(家賃減収補償)
- 4 移転先を選ぶための費用、法令上の手続きのための費用等⇒(移転雑費)

#### ●建物を借りている人に対する補償

建物の移転に際し、借家契約が継続しない場合は従来の建物と同程度の建物等を賃借するために要する費用を補償します。

